

「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書

沖縄防衛局は辺野古新基地建設の変更申請の中で新たな埋め立て用岩ブリの採取地に沖縄本島南部も指定しているが、沖縄本島南部は去る沖縄戦で多くの住民や将兵が犠牲になり、その遺骨も残っている地域である。沖縄防衛局が南部指定をしたことにより、戦没者遺骨の混入した土砂が埋め立てに使用されるのではと危惧している。

直近の政府による国会答弁では採石業者に遺骨への配慮を要求する様であるが、経験と人骨に関する知識を要する精度の高い長期間にわたる遺骨収集を採石業者に求めるのは無理がある。それ以前に遺骨収集に関しては業者ではなく国に責任が有ることを2016年に成立した「戦没者の遺骨収集の促進に関する法律」に明記してある。そもそも戦没者の血や骨粉を含んだ南部の土砂を遺骨と共に海の埋め立てに使うなど、人間の心を失った行為である。

沖縄県内のみならず国内・国外にも居る遺族の心を傷つける重大な人道上の問題として、下記事項を要請する。

## 記

1. 「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月26日

しまじりぐん はえぼる ちよう  
沖縄県島尻郡南風原町議会

【提出先】沖縄防衛局